

役員等の損害賠償責任

今回は、公益/一般法人の役員等の損害賠償責任及びその責任軽減について概説する。

(ポイント)

- 役員等または評議員の法人に対する責任
- 役員等の第三者に対する損害賠償責任
- 役員等の連帯責任

1. 役員等または評議員の法人に対する責任

法人と役員等(理事、監事、会計監査人、評議員)との関係は、民法の委任に関する関係に従う(一般法64、172)ことになる。このため役員等は共通して善管注意義務(民法644)を負っており、任務を怠ったときは、その法人が被った損害に対して賠償責任を負う(一般法111Ⅰ、198)。さらに理事は競業取引、利益相反取引の制限(一般法84Ⅰ)を負う。理事がこれに違反して行った競業取引で利益を得た場合、その取引を行った理事や理事会でその決議に賛成した理事が法人に対して与えた損失と推定される(一般法111ⅡⅢ、198)。ただし、役員等の損害賠償責任は、社団法人の総社員(財団法人は総評議員)が同意した場合は免除することができ(一般法112、198)、社員総会(評議員会)の決議や一定の条件を満たせば理事会決議によって、その一部を免除することができる(一般法113、114、198)。さらに、外部役員等(外部理事、外部監事、会計監査人)については、一定の場合その責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めることができる(一般法115Ⅰ、198)。

2. 役員等の第三者に対する損害賠償責任

役員等の職務にあたり悪意や重大な過失があったとき、または一般法117条第2項の行為を行った場合、その役員等は当該行為により第三者に生じる損害賠償責任を負う(一般法117、198)。

3. 役員等の連帯責任

役員等が法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等が共に当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とされる(一般法118、198)。

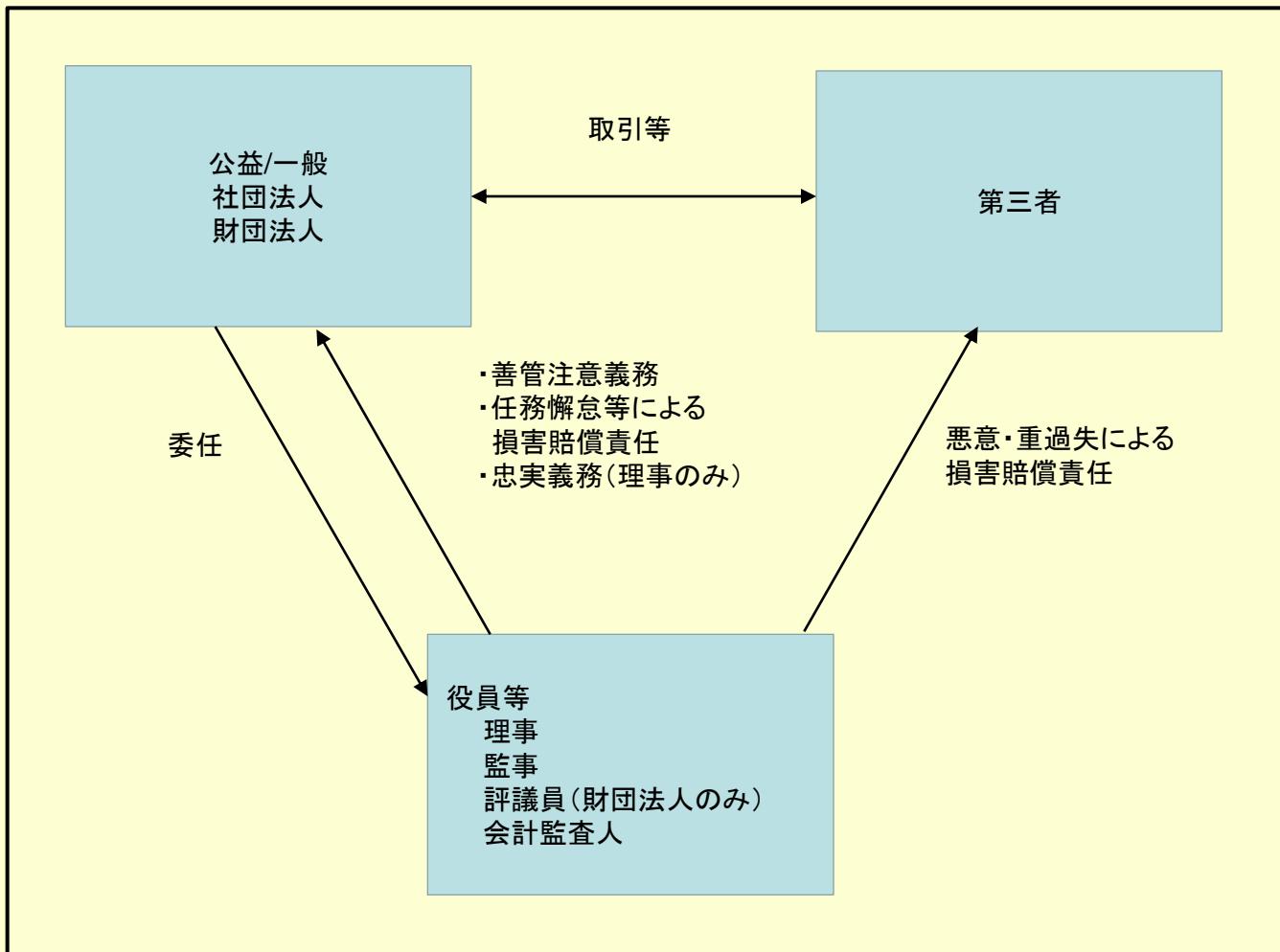
役員等の損害賠償責任の軽減		要件	免除等額
責任の免除	総社員(総評議員)の同意による免除	①定款の定めは不要 ②同意の方法は問わない	損害賠償責任額の全部又は一部を免除
	社員総会(評議員会)の特別決議による一部免除	①定款の定めは不要 ②理事等の職務行為が善意でかつ重大な過失がないとき。	損害賠償責任額のうち最低責任限度額を超える部分の金額を限度として免除
	理事会の決議等による一部免除	①定款に定めあり ②理事等の職務行為が善意でかつ重大な過失がないとき。 ③特に必要と認めるとき。	損害賠償責任額のうち最低責任限度額を超える部分の金額を限度として免除

(裏面に続く)



役員等の損害賠償責任

役員等の損害賠償責任



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

＜特定資産と特定費用準備資金、資産取得資金＞

特定資産とは、貸借対照表の固定資産の部に計上される会計上の表示科目であり、将来の特定目的で使用するために保有している財産をいう。他方、特定費用準備資金、資産取得資金は公益認定法の定義に基づくものであり、公益認定法上の要件を満たす必要があるものである。広い概念である会計上の特定資産として表示するものすべてが、特定費用準備資金、資産取得資金となっているわけではない。特定費用準備資金は将来の特定目的に使用するために積み立てる財産で将来費用処理されるものであり、資産取得資金は将来の特定目的で使用され、将来資産計上されるものである。これら特定費用準備資金や資産取得資金は理事会において、将来の特定目的や内容、積立限度額、算定根拠などについて承認を得て計上することになり、取崩にも厳格な取扱いが必要になる。公益目的事業で使用するなど使途を明確に、適正な事業区分や会計処理区分、公益認定法上の取扱いに留意して計上を行う必要があり、慎重な対応を要する。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。